

不当景品類及び不当表示防止法の
一部を改正する法律案

資料

平成26年10月

消費者庁

<目次>

法律案の概要

○ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 概要	1
～不当な表示を防止するために課徴金制度を導入～（図）	
○ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 概要	2
○ 課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ（イメージ）	4
○ 課徴金制度における被害回復の制度設計案（イメージ）	5

参考資料集

○ 景品表示法の概要	6
○ 景品表示法の運用状況（調査件数等の推移）	7
○ 景品表示法における不当表示規制の対象と措置命令事件における景品表示法第4条各号の適用状況	8
○ 景品表示法への課徴金制度の導入の検討の主な経緯	9
○ 「食品表示等適正化対策」の概要	11
○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（概要）	12
○ 不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）【概要】	13
○ 景品表示法への課徴金制度導入に係る制度設計の方向性（消費者委員会答申との比較）	14
○ 景品表示法への課徴金制度導入に係る制度設計の方向性（平成20年提出法案との比較）	15
○ 課徴金の算定率	16
○ 課徴金の算定の基礎となる売上額の考え方	17
○ 相当の注意の内容	18
○ 課徴金の対象となる事案は限定される	19
○ 手続保障と合理的な根拠を示す資料の提出について（イメージ）	20

不当表示規制の抑止力を高める必要

・「食品表示等の適正化について」（平成25年12月9日食品表示等問題関係府省庁等会議）

→同日、内閣総理大臣から内閣府消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について諮問

→平成26年6月10日答申

・新たなメニユー表示偽装の発覚

○ 不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）本則第4条（※本条は平成26年7月2日施行）

（政府の措置）

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○ 衆参消費者問題に関する特別委員会附帯決議

「課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を委縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。」

これまでの検討の経緯

・不当表示に対する課徴金制度の導入を含む景品表示法改正法案提出（平成20年3月）
→審議されないまま廃案

・景品表示法の消費者庁移管
→被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討

・消費者の財産被害に係る行政手法研究会等において検討

目的

不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、被害回復を促進する観点から返金による課徴金額の減額等の措置を講ずる。

課徴金納付命令（第8条）

- ・対象行為：優良誤認表示、有利誤認表示を対象とする。
不実証広告規制に係る表示行為について、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定して課徴金を賦課する。
- ・賦課金額の算定：対象商品・役務の売上額に3%を乗じる。
- ・対象期間：3年間を上限とする。
- ・主観的要素：違反事業者が相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金を賦課しない。
- ・規模基準：課徴金額が150万円未満となる場合は、課徴金を賦課しない。

課徴金額の減額（第9条）

・違反行為を自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

除斥期間（第12条第7項）

・違反行為をやめた日から5年を経過したときは、課徴金を賦課しない。

賦課手続（第13条）

・違反事業者に対する手続保障として、弁明の機会を付与する。

被害回復（第10条・第11条）

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合（返金措置を実施した場合）は、課徴金を命じない又は減額する。

1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、実施予定返金措置計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受ける。

2: 返金措置(返金)の実施

事業者は、実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施する。

3: 報告期限までに報告

返金合計額が課徴金額未満の場合

課徴金の減額

返金合計額が課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

施行期日（附則第1条）

・ 公布日から1年6月以内に施行

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案 概要

最近における商品又は役務の取引に関する表示をめぐる状況に鑑み、不当な表示による顧客の誘引を防止するため、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度を導入するとともに、併せて課徴金対象行為による一般消費者の被害の回復を促進する観点から返金措置を実施した事業者に対する課徴金の額の減額等の措置を講ずる。

1 骨子

商品及び役務の取引に関する不当な表示を防止するための方策として、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に定められている措置命令に加え、不当な表示を行った事業者に経済的不利益を賦課すべく、課徴金制度を導入する。

(1) 対象行為

ア 景品表示法において既に定められている不当表示の類型のうち告示によって指定される不当表示の類型を除き、課徴金を賦課するものとする。

イ 不実証広告規制（効果又は性能に関する表示について事業者に一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合に、当該表示を不当表示とみなして措置命令の対象とするもの）に係る表示行為について、課徴金賦課処分との関係においても、一定の期間内に当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出がない場合には、当該表示を不当表示と推定する規定を設けるものとする。

(2) 賦課金額の算定

ア 対象商品又は役務の売上額に一定の率を乗じるという算定式により、一律に算定する。当該乗じる率を100分の3とする。

イ 課徴金算定の対象期間は、違反行為をやめた日（①違反行為をやめた後そのやめた日から6か月を経過する日、又は、②当該事業者が違反行為により惹起した一般消費者の誤認のおそれを解消するための措置をとった日のいずれか早い日までの間に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、最後に当該取引をした日）から遡って3年間を上限とする。

(3) 主観的要素

違反行為者が、違反行為であることを知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、課徴金賦課の対象から除外するものとする。

(4) 規模基準

(2)アで算定した課徴金額が150万円未満の場合には課徴金の納付を命ずることができないものとする。

(5) 賦課手続

違反行為を行った事業者に対する手続保障として弁明の機会を付与するものとする。

(6) 除斥期間

違反行為をやめた日から5年を経過したときには、課徴金の納付を命じることができないものとする。

(7) 自主申告

違反行為について自主申告した事業者に対し、課徴金額の2分の1を減額する。

(8) 被害回復

商品及び役務の取引に関する不当な表示によって一般消費者の被害の回復を促進するため、違反行為者が、(Ⅰ)返金額等を個別に特定できる返金対象者に対する返金措置の実施に関する計画を作成して認定を受け、(Ⅱ)同計画に沿って返金を実施し、(Ⅲ)報告した場合に、返金相当額(Ⅰ)の計画認定前の返金相当額を含む。)を、(2)ア又は(7)により計算した課徴金額から減額する。

(Ⅰ)下記(i)の記載事項を記載した計画を作成した上で消費者庁に提出し、下記(ii)の認定要件に適合するとして認定を受けること(消費者庁は、当該認定時から計画実施に係る報告期限までの間は、課徴金の納付を命じない)。

(i) 必要的記載事項：①実施期間、返金額の算定方法等、②返金措置の内容についての周知方法、③返金措置の実施に必要な資金の額及びその調達方法等。

(任意的記載事項：(Ⅰ)の計画提出前に実施した返金措置の内容)

(報告義務事項：(Ⅰ)の計画提出後認定を受けるまでの間に実施した返金措置の内容は、別途報告すべきこととする。)

(ii) 認定要件：①返金措置が円滑かつ確実に実施されることが見込まれること、②返金措置の対象となる者のうち特定の者について不当に差別的でないこと、③実施期間が相当の期間内に終了するものであること。

(Ⅱ) 認定を受けた計画に従って、次のとおり適正に返金を実施したこと。

(a) 返金を受けるのに必要な情報を周知すること。

(b) 金銭の交付のみを返金的手段とすること。

(c) 各返金対象者に対し、各人に係る購入額に100分の3を乗じた金額以上の金額を返金すること。

(Ⅲ) 返金措置の実施期間経過後1週間以内に、返金措置を実施した旨を報告したこと。

(9) その他

公布の日から1年6月以内に施行する。

経過措置その他所要の規定の整備を行うものとする。

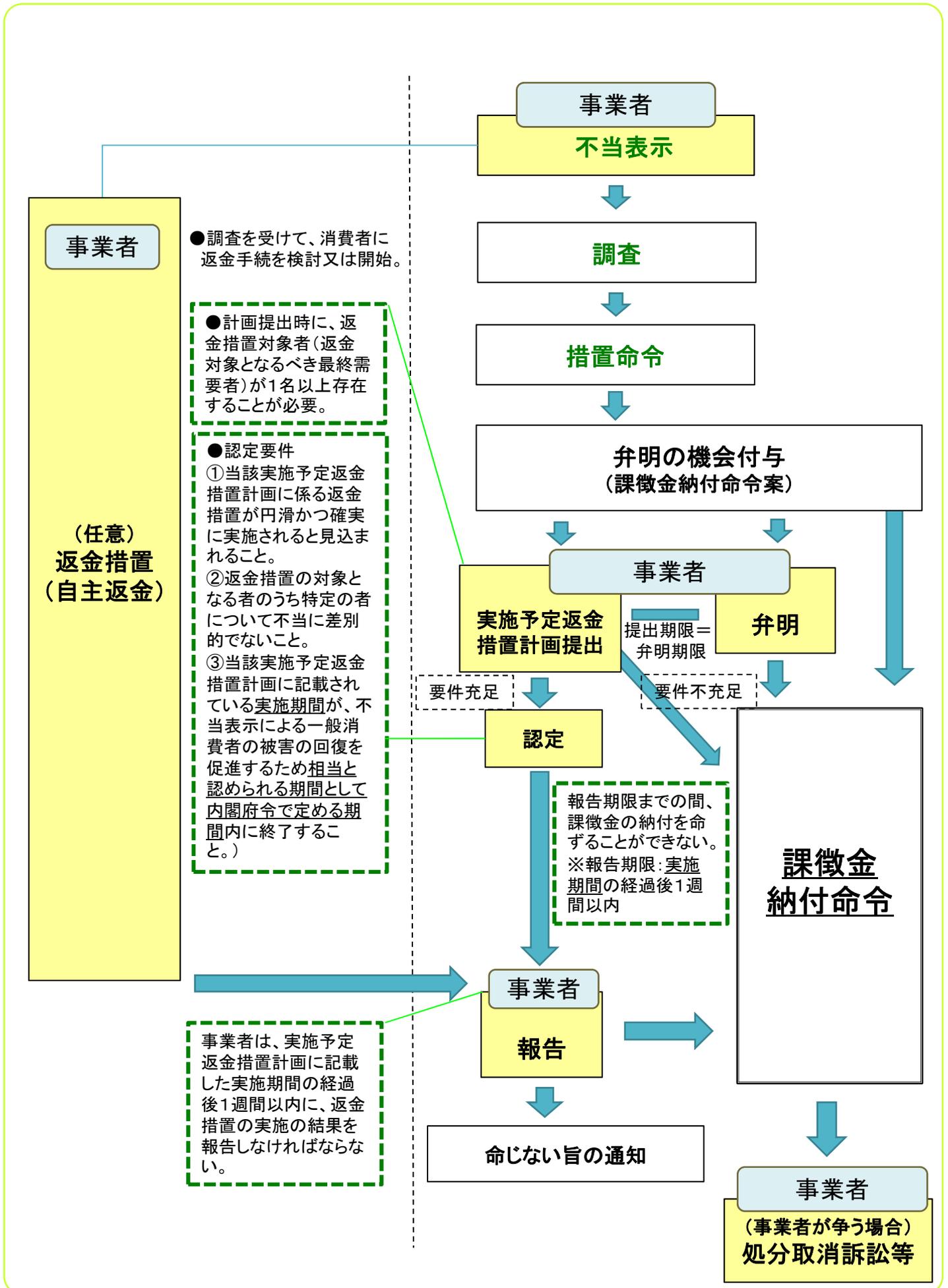
2 参考

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律(平成26年法律第71号)(抄)

(政府の措置)

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

課徴金納付命令までの基本的な手続の流れ(イメージ)
 — 自主返金額を課徴金額から減額する制度導入時 —



課徴金制度における被害回復の制度設計案(イメージ)

事業者が所定の手続に沿って自主返金を行った場合(返金措置を実施した場合)は、課徴金を**命じない又は減額**する。

自主返金

自主返金により課徴金の減額を受けようとする事業者は、自主返金の実施に関する**実施予定返金措置計画**を作成し、内閣総理大臣の認定を受け、同計画に沿って、適正な返金手続を適切に履行する。

ステップ1: 実施予定返金措置計画の作成・認定

事業者

実施予定返金措置計画を作成・提出

実施予定
返金措置計画

認定

内閣総理大臣
(消費者庁)

【記載内容】

- ① 返金額等を個別に特定できる返金対象者(返金措置の対象者)、実施期間、返金額の算定方法等
 - ② 返金措置の内容についての周知方法
 - ③ 返金措置の実施に必要な資金の額及び調達方法
 - ④ 実施予定返金措置計画申請前の返金実績
- 等

ステップ2: 返金措置(返金)の実施

事業者

周知後、
申出のあった者に
適正に返金

実施予定返金措置計画に沿って適正に返金を実施

- ① 必要な情報をあらかじめ周知
- ② 返金の手段は金銭の交付のみ
- ③ 各返金対象者に、各人に係る購入額に課徴金算定率を乗じた金額以上の金額を返金

ステップ3: 返金措置の実施期間経過後1週間以内に報告

返金合計額が
課徴金額未満の場合

返金合計額を課徴金額から減額

返金合計額が
課徴金額以上の場合

課徴金の納付を命じない

景品表示法の概要

景品表示法は、消費者の自主的かつ合理的な商品及び役務の選択を確保するため、一般消費者に誤認される表示や過大な景品類の提供を制限及び禁止している(消費者庁移管に伴い、「競争法」から「消費者法」に変更。)

景品表示法第4条(不当な表示の禁止)

優良誤認
(4条1項1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容についての不当表示

不実証広告規制(4条2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断するため必要があると認めるときは、事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。
⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を提出しない場合には、当該表示は優良誤認表示とみなされる。

有利誤認
(4条1項2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件についての不当表示

誤認されるおそれのある表示
(4条1項3号)

商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがあると認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止)

総付制限告示(昭和52年告示第5号)

総付景品

= 商品の購入者等にもれなく提供する景品類

取引価額	景品類の最高額
1,000円未満	200円
1,000円以上	取引価額の20%

懸賞制限告示(昭和52年告示第3号)

懸賞景品

一般懸賞
= 商品の購入者等に対し、くじなどの偶然性、特定行為の優劣等によって提供する景品類

取引価額	景品類限度額(①、②両方の限度内)	
	①最高額	②総額
5,000円未満	取引価額の20倍	
5,000円以上	10万円	

共同懸賞

= 一定地域の同業者や商店街が共同実施

景品類限度額(①、②両方の限度内)	
①最高額	②総額
取引価額にかかわらず30万円	懸賞に係る売上予定総額の3%

カード合わせ

= 異なる種類の符票の特定の組合せを提示させる方法を用いた懸賞

⇒ 全面禁止

業種別景品告示

①新聞業、②雑誌業、③不動産業、④医療用医薬品業・医療機器業及び衛生検査所業

景品表示法の運用状況（調査件数等の推移） （直近4年間、単位：件）

年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
前年度からの繰越		90	259	170	180
新規件数	職権探知	491	178	131	128
	情報提供※1	355(3,718)	392(3,667)	425(5,082)	560(5,858) ※2
	小計	846	570	556	688
調査件数		936	829	726	868
処理件数	措置命令	20	28	37	45
	警告	2	0	265※3	373※3
	注意	412	405		
	都道府県移送	2	1	12	15
	協議会処理	31	53	45	33
	打切り等	210	172	187	200
	小計	677	659	546	666
次年度への繰越し		259	170	180	202

※1 外部から提供された情報のうち、景品表示法違反被疑事案として処理することが適当と思われた情報の件数。括弧内の数字は外部から提供された情報の総数。

※2 うち食品表示に関係する内容(外食等、役務に分類されるものは含まない。)が含まれる情報件数は839件。

※3 平成24年度以降においては、「警告」、「注意」の区分を廃止し、行政手続法上の「行政指導」にあたる「指導」の件数としている。

○ 景品表示法における不当表示規制の対象

優良誤認
(第4条第1項
第1号)

商品又は役務の品質、規格その他の内容
についての不当表示

不実証広告規制 (第4条第2項)

優良誤認に該当する表示か否かを判断する
ため必要があると認めるときは、事業者
に対し、期間を定めて、当該表示の裏付け
となる合理的な根拠を示す資料の提出を求
めることができる。
⇒ 事業者が合理的な根拠を示す資料を
提出しない場合には、当該表示は優良
誤認表示とみなされる。

有利誤認
(第4条第1項
第2号)

商品又は役務の価格その他の取引条件につ
いての不当表示

誤認されるおそ
れのある表示
(第4条第1項
第3号)

商品又は役務の取引に関する事項について
一般消費者に誤認されるおそれがある
と認められ内閣総理大臣が指定する表示

- 1 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- 2 商品の原産国に関する不当な表示
- 3 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- 4 不動産のおとり広告に関する表示
- 5 おとり広告に関する表示
- 6 有料老人ホームに関する不当な表示

○ 不当表示に対する措置命令事件における景品表示法第4条各号の適用状況

	平成21年度 (平成21年9 月～)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (10月23日 時点)	合計
第1号(優良誤認)	5	16	19	29	41	9	119
第4条第2項適用 (不実証広告)	0	0	3	5	22	5	35
第2号(有利誤認)	0	6	11	9	4	1	31
第3号(指定告示規制)	1	2	0	2	3	0	8
合計	6	24	30	40	48	10	158

(注)関係法条が2以上にわたる事件があるため、本表の合計は措置命令件数(146件)の合計と一致しない。

景品表示法への課徴金制度の導入の検討の主な経緯

○平成 20 年 3 月

景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入を含む独占禁止法及び景品表示法改正法案を国会に提出（廃案）。

○平成 20 年 9 月

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案を国会提出（平成 21 年 5 月成立）。

→ 景品表示法上の不当表示に対する課徴金制度の導入については、被害者救済制度の総合的な検討を実施する際にあわせて検討することとされ、この法案には盛り込まれず。

○平成 21 年 6 月

消費者庁及び消費者員会設置法（平成 21 年法律第 48 号）公布

→ 附 則（抄）

6 政府は、消費者庁関連三法の施行（平成 21 年 9 月 1 日）後三年を目途として、加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○平成 23 年 10 月

「消費者の財産被害に係る行政手法研究会」の設置（平成 25 年 6 月まで計 18 回開催）

→ 平成 25 年 6 月に、「不当表示を抑止することを目的とした賦課金制度の導入の意義・必要性は、なお認められる」との指摘を盛り込んだ報告書を取りまとめ。

○平成 25 年 12 月 9 日

食品表示等問題関係府省庁等会議（第 2 回）において、景品表示法違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討を含む食品表示適正化対策を決定。

→ 同日、内閣総理大臣（消費者庁）から消費者委員会に対し課徴金制度等の在り方について諮問。

○平成 26 年 3 月 11 日

「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案」
を国会に提出（閣法第 54 号）

→本則第 4 条に措置規定を盛り込む。

（政府の措置）

第四条 第一条の規定により講じられる措置のほか、政府は、この法律の施行後一年以内に、課徴金に係る制度の整備について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

○平成 26 年 6 月 10 日

消費者委員会において「景品表示法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」を取りまとめ。

○平成 26 年 6 月 13 日

不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）公布

（※成立は 6 月 6 日。本則第 4 条の施行は 7 月 2 日。）

→附帯決議

・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案に対する衆議院附帯決議（平成 26 年 5 月 8 日衆議院消費者問題に関する特別委員会）（抄）

九 課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を萎縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

・不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案に対する参議院附帯決議（平成 26 年 6 月 4 日参議院消費者問題に関する特別委員会）（抄）

十二、課徴金制度の導入に当たっては、透明性・公平性の確保のための主観的要素の在り方など賦課要件の明確化及び加算・減算・減免措置等について検討し、事業者の経済活動を萎縮させることがないよう配慮するとともに、消費者の被害回復という観点も含め検討し、速やかに法案を提出すること。

「日本の食」に対する国内外の消費者の信頼を回復

「食品表示等適正化対策」の概要

問題の所在

【事業者のコンプライアンス意識の欠如】

- ・事業者による表示の重要性の意識、コンプライアンス（法令・社会規範の遵守）意識が欠如。
- ・事業者内部の表示に関する管理責任体制が不明確である。

【景品表示法の趣旨・内容の不徹底】

- ・過去に同様の不正事案が発生しているにもかかわらず、景品表示法の趣旨・内容が十分に周知徹底されていない。
- ・景品表示法の禁止対象に関する具体的なルールが不明確。

【行政の監視指導体制の問題】

- ・多数の事業者を対象とした監視指導体制を消費者庁のみで行うには体制面で限界あり。
- ・悪質な事案に対する措置が不十分ではないか。

○国内外の消費者の「日本の食」に対する信頼を失墜させるおそれ

基本課題

事業者のコンプライアンス意識の確立と景品表示法の周知徹底等

国・地方の消費者行政の体制強化等

対策パッケージ

1. 個別事案に対する厳正な措置

◎景品表示法による立入検査、指示、措置命令（行政処分）

- ・措置命令に従わない場合や虚偽報告・検査拒否は、刑事罰（法人は3億円以下の罰金）
- 不正競争防止法（虚偽の表示）に違反した者は、刑事罰（法人は3億円以下の罰金）

2. 関係業界における表示適正化とルール遵守の徹底

◎食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底—消費者庁と関連省庁が連携した指導—

- 関係業界に対する指導（表示の状況把握と適正化に向けた取組の要請、必要な指導）
- 景品表示法の不当表示に関する分かりやすいガイドラインの作成とその周知・遵守徹底
- 消費者庁及び地方消費生活センター等の表示に関する相談体制の強化

3. 景品表示法の改正等—緊急に対応すべき事項は次期通常国会に法案を提出

（1）事業者の表示管理体制の強化

◎食品表示等に関するコンプライアンス強化のため、事業者の表示管理体制を明確化

（2）行政の監視指導体制の強化

①消費者庁を中心とする国における体制強化

- 1) 消費者庁・消費生活センターの監視指導体制の強化
 - ・消費者庁・消費生活センターの監視指導体制の強化、「食品表示モニター（仮称）」の導入
- 2) 消費者庁を中心に関係省庁が連携し、国の表示監視指導を強化するための体制を確立
 - ・消費者庁の措置命令の実効性を強化するための所要の措置を導入

②都道府県知事の権限強化（措置命令の導入）

- ・都道府県知事が、措置命令（行政処分）を行えるようにし、地域の監視指導体制を強化

（3）違反事案に対する課徴金等の新たな措置の検討

◎景品表示法の不当表示事案に対する課徴金等の新たな措置について、総合的な観点から検討を行う（消費者委員会（消費者庁からの諮問））。

不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）【概要】

平成26年6月 消費者委員会

論点等		答申
①制度導入の必要性	→	○違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対する <u>インセンティブ</u> を削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い
②制度の趣旨・目的	→	○消費者の利益擁護のため、 <u>不当表示を事前に抑止</u> することにある
③対象事案	(1)対象行為	○ <u>優良誤認表示・有利誤認表示は、対象とすべき</u> ○ <u>指定告示に係る表示は、現状において対象とする必要はない</u> ○ <u>不実証広告規制に係る表示は、合理的根拠資料の提出がなければ課徴金を賦課することとした上で、被処分者がその後の訴訟において合理的根拠資料を提出して不当表示でないことを立証することにより、賦課処分について争うことができる</u> とする手続規定を設けるべき
	(2)主観的要素	○不当表示がなされた場合には、 <u>原則として課徴金を賦課</u> することとし、違反行為者から、 <u>不当表示を意図的に行ったものでなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされた場合を、例外的に対象外とする</u>
	(3)規模基準	○一定の <u>裾切りは必要</u> である
	(4)除斥期間	○一定の <u>合理的期間を設けるべき</u>
④賦課金額の算定	(1)基本的な考え方	○事業者の得た不当な利得相当額を基準とし、一定の算定式により <u>一律に算定すべき</u>
	(2)加算措置、減算・減免措置	○ <u>加算措置については、今後の制度設計において、その必要性を検証しつつ、検討が行われるべき</u> ○ <u>減算・減免措置についても、検討する価値を有する</u>
	(3)対象期間	○一定の <u>合理的期間に限定すべき</u>
⑤裁量性の採否	→	○ <u>裁量を認めるような制度設計とすべきではない</u>
⑥課徴金の賦課手続	→	○ <u>措置命令に係る手続と同様の手続保障</u> を検討すべき ○ <u>徴収手続については、既存の課徴金制度に倣って定められるべき</u>
⑦被害回復の在り方	→	○消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべき ○違反行為者がとった消費者への返金等の <u>自主的対応を勧奨して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべき</u> ○ <u>「自主的対応」は、対象商品・役務の購入等をした消費者への返金を原則とすべき</u> ○ <u>返金を補完するものとして寄附の仕組みを認めるべきであるが、寄附先や寄附金の使途については、控除制度が被害回復促進のための仕組みであること等を踏まえ、限定的に定められるべき</u>

景品表示法への課徴金制度導入に係る制度設計の方向性（消費者委員会答申との比較）

（現在の案における網掛け部分は答申との差異）

項目	消費者委員会の答申※	現在の案
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認・有利誤認：○ ・指定告示：× ・不実証広告規制：○（被処分者がその後の訴訟において合理的根拠資料を提出して不当表示でないことを立証することにより、賦課処分について争うことができるとする手続規定を設けるべき） 	<ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認・有利誤認：○ ・指定告示：× ・不実証広告規制：○（被処分者がその後の訴訟等で争うことができるよう、推定規定を設ける）
賦課金額	一律に算定すべき	一律（3%）
加算・減算・減免	<ul style="list-style-type: none"> ・加算：今後の制度設計において、その必要性を検証しつつ、検討が行われるべき ・減算・減免措置：検討する価値を有する 	<ul style="list-style-type: none"> ・加算：なし（これまでの事例からは必要性が認められないため） ・減算：違反行為について自主申告した場合、課徴金額の2分の1を減額する
対象期間	一定の合理的期間に限定すべき	有り（上限3年）
主観的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者から、不当表示を意図的に行ったものでなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされた場合を、例外的に対象外とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者が相当の注意を怠った者でないこと認められる場合を例外的に対象外とする ・表示をする際に必要とされる通常の商慣行に則った注意をしていれば足りる
規模基準	一定の幅切りは必要	有り（課徴金額 150 万円）
手続保障	措置命令に係る手続と同様にすべき	措置命令と同様（弁明の機会の付与）
除斥期間	一定の合理的期間を設けるべき	有り（5年）
被害回復	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべき ・違反行為者が出た消費者への返金等の自主的対応を勧奨して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべき ・「自主的対応」は、対象商品・役務の購入等をした消費者への返金を原則とすべき ・返金を補完するものとして寄附の仕組みを認めるべきであるが、寄附先や寄附金の使途については、控除制度が被害回復促進のための仕組みであること等を踏まえ、限定的に定められるべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法が消費者の利益の擁護及び増進を目的とする消費者法体系に位置づけられたことを踏まえ、消費者被害の回復を促進する観点から、事業者の自主的対応を考慮する仕組みを導入する ・事業者が次の①～③を満たす場合は、自主返金合計額を課徴金額から減額する。自主返金合計額が課徴金額以上の場合は課徴金の納付を命じない ①事業者が、返金額等を個別に特定できる返金対象者に対する自主返金の実施に関する計画を作成して消費者庁の認定を受け、同計画に沿って、②返金を実施し、③消費者庁に報告すること。
裁量性	認めるべきでない	なし
徴収手続	既存の課徴金制度に倣って定められるべき	民事執行法その他強制執行の手続に関する法令による（金商法・公認会計士法における課徴金制度と同様）

※ 「不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）」（平成 26 年 6 月 10 日）

景品表示法への課徴金制度導入に係る制度設計の方向性(平成20年提出法案との比較)

(現在の案における網掛け部分は平成20年提出法案との差異)

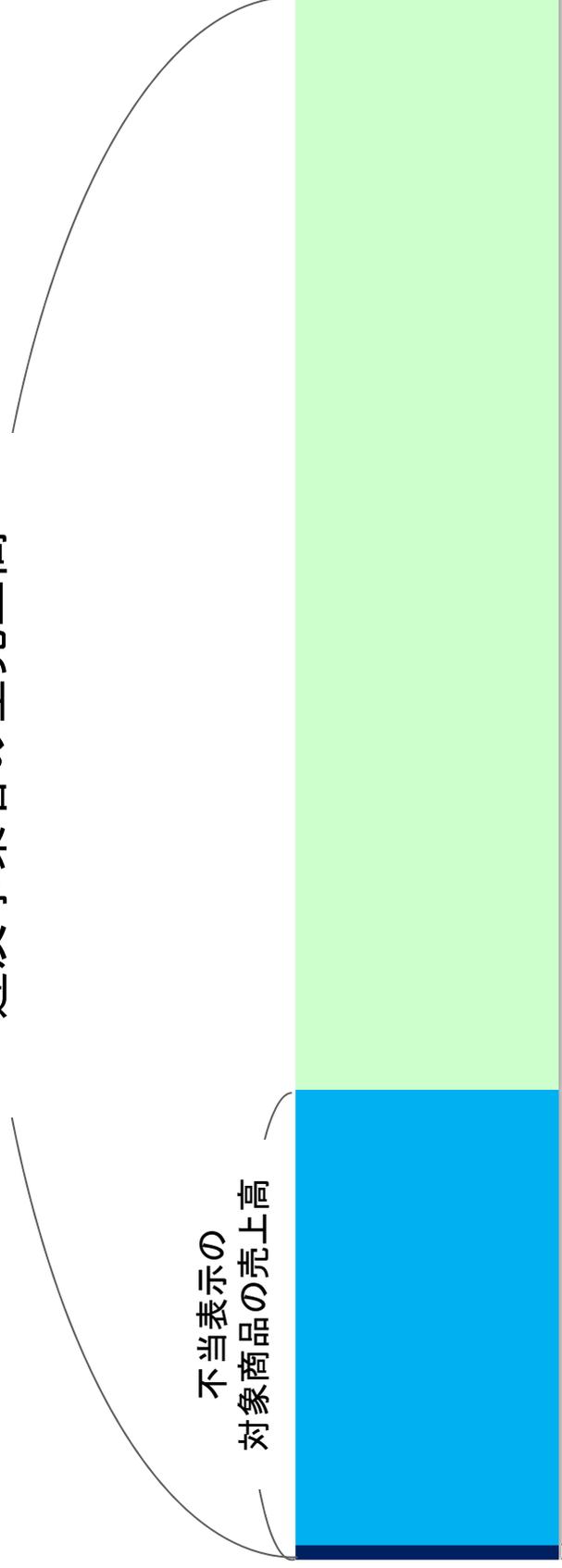
項目	現在の案
「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案」※	現在の案
対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・優良誤認・有利誤認:○ ・指定告示:× ・不実証広告規制:○(被処分者がその後の訴訟等で争うことができるよう、推定規定を設ける)
賦課金額	一律(3%)
加算・減算・減免	いずれもなし
対象期間	有り(上限3年)
主観的要素	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として課徴金を賦課することとし、違反行為者が相当の注意を怠った者でないと認められる場合を例外的に対象外とする ・表示をする際に必要とされる通常の商慣行に則った注意をしていなければならない
規模基準	有り(課徴金額150万円)
手続保障	弁明の機会との付与
除斥期間	有り(5年)
被害回復	<ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法が消費者の利益の擁護及び増進を目的とする消費者法体系に位置づけられたことを踏まえ、消費者被害の回復を促進する観点から、事業者の自主的対応を考慮する仕組みを導入する ・事業者が次の①～③を満たす場合は、自主返金合計額を課徴金額から減額する。自主返金合計額が課徴金額以上の場合は課徴金の納付を命じない ①事業者が、返金額等を個別に特定できる返金対象者に対する自主返金の実施に関する計画を作成して消費者庁の認定を受け、同計画に沿って、②返金を実施し、③消費者庁に報告すること。
裁量性	なし
調査権限	排除措置命令と同様
徴収手続	国税滞納処分の例

※ 第169回国会閣法第73号。平成20年3月に国会提出されたが、第170回国会において審議されないうまま廃案。

課徴金の算定率

- 課徴金算定の基礎となる売上高は、不当表示に係る部分のみ
→ 課徴金額は **不当表示の対象商品・役務の売上高 × 3%**
となり、事業者にとって過大な負担とはならない

違反事業者の全売上高



課徴金額

(= 不当表示の対象商品の売上高 × 3%)

課徴金の算定の基礎となる売上額の考え方

「売上額」

→ 具体的事案に対する課徴金額については、個別の事実認定に基づいて当該不当表示の対象となつた当該商品又は役務の売上額を確定して、前記一定の算定式により一律に算出することとなる。

「当該商品又は役務」

→ 当該課徴金対象行為（不当表示）が行われた商品又は役務

○特定の地域・店舗において供給される商品又は役務の表示が不当表示であった場合

→（個別の事実関係のいかんにもよるが）当該特定の地域・店舗における商品又は役務が「当該商品又は役務」に該当する（当該地域における商品又は役務の売上額が課徴金額の算定根拠となる。）。

○全国一律に供給される商品又は役務についての表示をしていたが、特定の地域・店舗において商品又は役務の実態が表示に適合していなかった場合

→（個別の事実関係のいかんにもよるが）上記の場合と同じく、商品又は役務の表示と異なる商品又は役務が供給されたのが、特定の地域・店舗で供給された商品又は役務に限られること（誤認をした一般消費者は、当該特定の地域・店舗で購入し、又は来店した者であること）から、当該特定の地域・店舗における商品又は役務が「当該商品又は役務」に該当する。

相当の注意の内容

「不当表示であることを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者」が課徴金の対象となる



「相当の注意」とは？

取引先から提供される書類等で当該表示の根拠を確認するなど、表示をする際に必要とされる通常の商慣行に則った注意をしていれば足りる。

18

※改正された景品表示法第7条第1項に基づき、

事業者が「表示管理上必要な措置」を講じ、これを適正に実施している場合や、不当表示を防止するために適切に設定された自主ルールを遵守している場合には、「相当の注意を怠った者でない」と認められる。

※公正競争規約を遵守している限り、措置命令は出されず、課徴金納付命令も出されない。

※事業者の規模や業態(川上・川下)、不当表示とならないよう確認を行うために要する費用が過大なものとならないか等も勘案される。

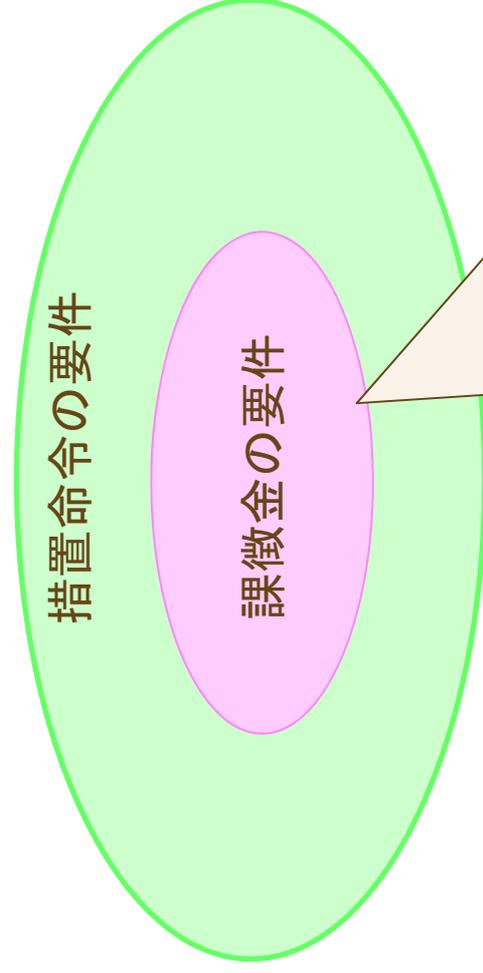
具体的には・・・

- ・表示をする場合、その根拠となる情報の確認を行い、その根拠を保持すること(直接の仕入先に対する確認、商品自体の表示の確認等)
- ・調達する原材料等の仕様、規格、表示内容を確認すること

等

課徴金の対象となる事案は限定される

- 課徴金の対象となる事案は、**措置命令の対象となる事案よりも限定**されるため、過剰な規制とはならない



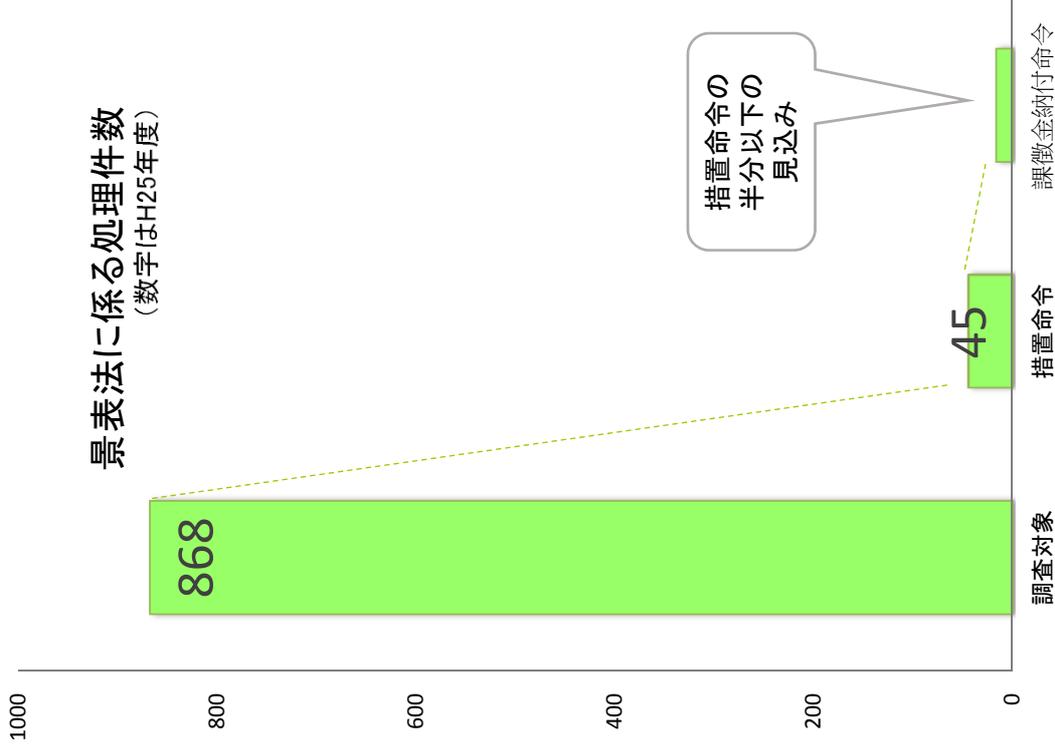
- ・規模基準(裾切り)
課徴金額150万円未満の場合
- ・主観的要素
相当の注意を怠っていない場合
- ・自主返金額が課徴金額を上回った場合

⇒ 課徴金は課されない。



課徴金が課される事案は、

措置命令事案の半分以下となる見込み



手続保障と合理的な根拠を示す資料の提出について(イメージ)

<手続保障>

この間、事業者と消費者庁は当該表示に関して継続的にコミュニケーションをとる事業者がした表示とその商品・役務について確認

(事業者)
措置命令案に対する見解を表明(書面又は口頭)
○違反行為
○違反行為に係る事実関係

この間、事業者と消費者庁は当該表示に関して継続的にコミュニケーションをとる事業者がした表示とその商品・役務について確認

(事業者)
課徴金納付命令案に対する見解を表明(書面又は口頭)
○対象違反行為・期間
○課徴金額

<不実証広告規制>

(消費者庁長官)
表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出要求

(合理的な根拠を示す資料が提出されれば、措置命令は出されない(したがって、課徴金の納付も命じられない))

この間に、合理的な根拠を示す資料が用意できればいつでも提出することができる
(合理的な根拠を示す資料が提出されれば課徴金納付命令は出されない)

(事業者)
表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料も提出することができる

この間に、合理的な根拠を示す資料が用意できればいつでも提出することができる
(合理的な根拠を示す資料が提出されれば課徴金納付命令は出されない)

(事業者)
表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出をすることができる

調査



(消費者庁長官)
弁明の機会付与
(措置命令案)



(消費者庁長官)
措置命令



(消費者庁長官)
課徴金納付命令案



(事業者)
(任意) (任意)
自主返金 弁明

自主返金の合計額が課徴金額を上回ったとき

自主返金しない 又は 自主返金の合計額が課徴金額に満たなかったとき

(消費者庁長官)
命じない旨の通知

(消費者庁長官)
課徴金納付命令



(事業者が争う場合)
処分取消訴訟等